

令和 5 年度
第 4 回加賀市地域公共交通会議
第 4 回加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

議 事 録

日 時 令和 6 年 2 月 13 日 (月)
午前 10 時 00 分から
場 所 加賀市役所 別館 302・303

令和 5 年度

第 4 回加賀市地域公共交通会議

第 4 回加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

日 時 令和 6 年 2 月 13 日（火）

午前 10 時 00 分から

場 所 加賀市役所 別館 302・303

出席者 委員 事務局

次 第

1. 開 会

2. 議 事

【会議】⇒ 地域公共交通会議関連の議事

【協議会】⇒ 地域公共交通活性化・再生協議会関連の議事

(1)乗合タクシー「のりあい号」のシステム改修について 【協議会】 ... 資料 1

(2)地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について 【協議会】 ... 資料 2

(3)加賀市自家用有償旅客運送事業について 【協議会】 ... 資料 3

3. その他案件

・キャンバスの運行について

4. 閉会

1. 開 会

[事務局]

令和 5 年度第 4 回加賀市地域公共交通会議、第 4 回加賀市地域公共交通活性化再生協議会を開催いたします。まず、会議の成立報告を申し上げます。

本日の会議の出欠状況につきましては、4 名の委員が欠席ですが、過半数の出席となっておりますので、加賀市地域公共交通会議設置要綱第 7 条第 3 項、及び、加賀市地域公共交通活性化再生協議会規約第 7 条第 3 項に基づき、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

この会議の設置につきましては、地域公共交通会議については、道路運送法、地域公共交通活性化再生協議会については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を第 1 の根拠としまして会議設置要綱により設けております。

会議の役割としましては、バスタクシーなど、本市における地域交通の確保、維持の方策等について、地域の関係者が協議し合意するためのものがございます。

それでは、本日の進行につきましては中山会長に議長をお願いしたいと思います。

中山会長よろしくお願いたします。

[会長]

それでは議事に従って、進めたいと思います。では事務局から説明させていただきます。

議案(1) 乗合タクシー「のりあい号」のシステム改修について【協議会】

資料 1-1

[事務局]

こちらにつきましては前回の 1 月の協議会におきましても、概要はご説明いたしましたので、簡単に事業概要をご説明いたします。時刻表を前提かつエリアを指定したセミデマンドの乗合タクシーから、時刻表と乗り継ぎを廃止したオンデマンドの乗合タクシーに移行するためのシステム導入と実証運行を行うものでございます。車両不足時には、市内事業者等が所有する遊休車両を活用することで、「自家用有償旅客運送」についての実証実験を兼ねることといたします。こちらにつきましては本協議会が主体となっております。国 1/2、市 1/2 の予算となっております。計 3,600 万円の計上をしております。こちらにつきましてはプロポーザルを行いまして、システム事業者が、計 4 社、提案がございました。この中から「SWAT Mobility Japan 株式会社」が交渉権者順位が 1 位として選定しております。

4.事業の概要について

実証期間 令和 6 年 3 月の一か月程度、朝 6 時半から夜 6 時の運行を予定しております。実証期間につきましては災害がございましたので、繰越につきまして、現在、国交省様と調整中でございます。こちらにつきましては、3 月というのはおそらく変わらないと思いますが、3 月～4 月にかかる可能性もございます。

運行区域 別添資料 1-2、次のページをご覧ください。このような形で市内全域ではございますけれども、色がついた区域で運行していたものを撤廃して、全域という形になります。

利用対象者 現行の市民に合わせ観光旅客の方も対象となります。

乗降ポイント 現在は約 500 か所の乗降ポイントがございますけれどもこちらを約 2 倍である 1000 か所に設定する予定でございます。

運賃 現行の乗合タクシーと同様、1 回の乗車につき 500 円となります。

運行事業者 こちらは現行の乗合タクシーと同様、加賀第一交通株式会社様を選定しております。

運行車両 2 台の車両を運行するとともに遊休車両も活用する予定でございます。

「利用・運行のイメージ」

この左側が利用者の方の主な画面になりまして、少し見づらいですが、乗りたい時間、乗りたい場所、乗りたい人数、降りたい場所を選択して入力する。配車可能なら予約が成立する。こちらにつきましてはシステムだけでなく、現行のとおり電話予約も可能でございます。走行ルートにつきましては AI が自動作成するものでございます。右側がドライバーさんの画面になります。配車が可能であれば随時運行指示が受けられます。走行ルートは次の予約に合わせて、AI が効率的なものを作成するというものでございます。全体とかぶるところがありますが、議案は以上になります。

[会長]

ありがとうございます。運行事業者などが新たに決まりましたということになっております。

何かご意見ご質問がありましたら、よろしく願いいたします。

特にご意見がないようでしたら、承認するということでよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議案(2) 地域公共交通バリア解消促進事業に関する事業評価について【協議会】

資料 2 - 1

1 目的

[事務局]

協議会が生活交通改善計画（バリアフリー化設備等整備事業）に位置付けられた補助対象企業について、事業の実施状況の確認、目標達成状況の評価を行うことで、その事業がより効果的に推奨されることを目的とした事業評価です。

こちらの今回の評価の対象は令和 4 年度に申請を行いました株式会社やまむら様のスロープ付タクシー車両の導入についてでございます。まず、こちらについて前提ですけれども、事業者様が購入されるものでございますが、国が補助を出すというものでございます。国の補助要件としまして、協議会の計画に定めることが必要となっております、令和 4 年度に、生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）令和 4 年 8 月 8 日付の、こちらの計画を提出いたしまして、国に申請したものととなります。これに基づきまして事業が実施されましたので、評価をしてくださいというのが国からの指示になります。こちらの事業につきましてはまずはこちらの申請書をご覧ください。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

令和 4 年度時点では 4 台の福祉タクシー車両が存在しますが、地域内の福祉タクシー車両を令和 4 年中に 5 台に増加させる目標でございます。

(2) 事業の効果

福祉車両を増加させることで高齢者や障がい者の移動の円滑化が図られる。またユニバーサルデザインタクシーの導入により、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られるという効果を期待したものでございます。

総事業費の割合が 1,825 千円でございます。国費の割合が 60 万円、事業者の負担が 122 万 5 千円円という申請でございました。こちらが 9 月に交付決定し 1 台購入し、令和 5 年 3 月 31 日に完了しております。

資料 2 - 2

補助対象事業者等	株式会社やまむら様
事業概要	スロープ付タクシー車両の導入
事業実施の適切性	事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された
目標・効果達成状況	事業が計画に位置付けられた目標を達成した。こちらにつきましては(株)やま

むら様にヒアリングをし、適切に実施されていることを確認しております。
事業の今後の改善点 令和4年度で完了しておりますので、今後もこの車両を継続して使っていく
ということになります。

以上、こちらの事業評価についてご審議をよろしくお願いいたします。

[会長]

ありがとうございました。何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

わたしから質問したいのですが、事業につきまして、事業者以外の方も利用されるということはあるか？

[事務局]

こちらのタクシーについては、介護タクシーでございまして、乗れる人が限定されております。こちら緑ナンバーで
ございます。会長がおっしゃられている福祉運送ではございません。こちら、緑ナンバーの事業者が行うもので
ございます。

[会長]

ありがとうございました。そのほか、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

[委員]

バリアフリーの4番のところですが、身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について、割引はなし
ということは一般の人と同じということですか。

[事務局]

そうですね、事業者様におかれましては、こちらが割り引きなしということで、一般の人と同じということになっ
ております。こちらの件につきましては、株式会社やまむら様の事業になりますので、株式会社やまむら様に
確認し、その後みなさまにご連絡させていただきます。

[会長]

ありがとうございました。そのほか、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、議事(2)「地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について」はこれで承認することで
よろしいでしょうか。特に異議はないようですので、承認することといたします。

議案(3) 加賀市自家用有償旅客運送事業について【協議会】

資料3-1

[事務局]

議案に入る前に、先ほど質問がありました件で、

運賃に関しては、福祉有償運送に関しては、福祉の範囲の中で、無料券の配布ですとか、そういう手続き
というのは異なっているということを申し添えさせていただきたいと思います。それでは議案(3)を説明させ
ていただきます。前回の1月の会議におきまして、交通体系の基本コンセプト、移動最適化都市加賀市に
ついてご説明させていただいておりますけれども、その中のひとつ、加賀市版ライドシェアの取り組みに関し
て、加賀市観光交流機構が主体となって実施するものでございます。

まず事業目的からになりますけれども、本市の最も大きな課題の一つであります、移動交通の問題があり

ます。1月に行いました市民アンケートでも、交通の便が悪いと感じる方が7割を超えておりまして、市民や観光客の移動手段、こういったところが十分に確保されていない状況であるという風に認識しております。さらに3月16日には北陸新幹線の延伸、加賀温泉駅の開業によりまして、これまで以上に多くの観光客が来訪されることが予想されております。日本政策投資銀行のレポートでは、加賀温泉郷に2022年の約2倍、2015年の北陸新幹線の金沢開業を上回るお客様がお越しになるという予測を示されております。一方で昨年末に市から市内のバス、タクシー事業者へ行いましたヒアリングではドライバー不足というものが深刻な状況でありまして、新幹線開業を機にすぐに供給量を増やすということは難しいと状況であると伺っております。こうした状況の中、新たな交通体系となる道路運送法78条2号に基づく「自家用有償旅客運送」を行うことで市民や観光客の移動手段を確保することを目指すものでございます。

実施主体

先ほど申しました、観光振興を通じて、市全体の経済発展と活性化、市民生活の向上を図ることを目的に設置されました一般社団法人加賀市観光交流機構になります。

事業の概要

運行区域 市内全域としまして、夜7時から11時まででは現在の夜間タクシー不足を補うための市内全域を運行、そして、朝7時から夜7時までにつきましては観光事業に対して、公共交通を補管する形で加賀温泉駅と観光地や主要な施設を運行する、そういう区間をエリアと考えております。

運賃

タクシー料金の8割。ドライバーや車両の運行管理、安全管理を行う運行管理者は加賀第一交通株式会社様になります。

本事業のイメージ

事業実施主体である加賀市観光交流機構は事業にかかる管理監督を行い、ドライバーや車両運行管理安全管理はタクシー会社である加賀第一交通に委託して実施されます。ドライバーと使用する車両は加賀市観光交流機構に事前登録し、ドライバーとは委託契約が締結される予定と聞いております。利用の流れとしましては、まずは利用者がスマホアプリ「Ubar」から、情報場所や乗車する時間、人数を入力し、配車の予約をします。そうしますとドライバー側のアプリの方に配車依頼が通知されまして、誰がいつどこからどこまで乗りたいかというような情報が届きまして、ドライバーがそれを了承すると、マッチングするというような流れになります。ドライバー側はアプリで指定されたルートを通り、利用者を乗せて目的地で降ろす。

事前にアプリに登録されているクレジットカードや電子マネー等でキャッシュレス決済が行われるとそういう流れでございまして。今後のスケジュールについてですけれども、まずはドライバーは、現在の加賀市観光交流機構で募集を行っておりまして、2月の中旬頃に運行管理者による選考が行われることとなります。

下旬には2種免許を持っていない方に対して、大臣認定の講習を行い、あわせて、法定ではございませんけれども、運行管理者による安全講習を行う予定であります。

また本日の会議で御承認を頂きましたら、加賀市観光交流機構から運営支局に自家用有償運送の登録申請を行わせていただきまして、3月上旬の登録と事業開始を目指す予定というふうな形になります。

資料には最後に関係法として道路運送法を掲載してございます。説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いたします。

[会長]

ありがとうございます。そうしましたら、何か御意見、ご質問とか、ございますでしょうか。

はいどうぞ。

[委員]

事前に先々週ですか、こちらにこられて事前に説明があったんですが、全自交としてライドシェアについて反対の立場であるということには変わらないです。ただ全自交の考えとしては、国が考えるタクシー空白地において、4月からの欧米型ではない日本独自のライドシェア導入は仕方がないと考えております。

今回の加賀市においてのライドシェアを導入するに当たってのいろいろ、こちらの考えということがありますのでちょっと、申したいと思います。

北陸新幹線延伸によりタクシーの供給が需要に追いついていないという理由が、これタクシーの空白地と呼ぶかということでもあります。

そもそも予測で供給が追いつかないと決めつけられていることについてちょっと疑問があります。

あと、弊社の石川交通も含めて、事業者は3月16日に向けて、乗務員の勤務地変更等で対応を計画していますし、勤務地やシフトの変更、乗務員の増加対策等に尽力している、既存のタクシー事業者への、行政支援がまず必要ではないでしょうかということでもあります。

事前には聞いていたんですが、運行管理会社が他社に打診もなく、加賀第一交通さんに決まったことについて、市内のバスを運行してるからという理由でということ、そのときの説明を受けたんですが、その点もちょっと疑問にもありますし、事前に説明を受けたときに、加賀温泉駅にタクシーの待機がなく、お客さんが待ってる状態であれば、加賀温泉駅の一般乗降者一般車の乗降のところをですね、その駐車場のところに、今回のライドシェア専用の待機場みたいなのを設けるかもしれませんっていうことをちょっと話されていました。

この日本独自のライドシェアとは全く方向性が違うんじゃないかと。その点にも疑問が生じます。

これとあわせて今回のこの議案のところ、朝7時から夜7時まで、加賀温泉駅と主要観光地レジャー施設文教施設等との間ということで、様々なところが書いてありますが、本来のライドシェアということであれば、例えば自宅にいて、そこでウーバーからの登録者は、配車を受けてそこに向かうというのが本来の形だと思うんですが、これはどこかで待機をするということなのかということをお聞きしたいです。

[事務局]

ありがとうございます。一つずつご説明させていただきます。

まず1点目ですけれども需要が、新幹線の延伸によって増えるのではないかとという中で、一体どれくらい増えるのかは具体的にでない状況において、いわゆるその交通空白地ということが言えるのかどうかというようなことだったと思います。こちらにつきましては市から、昨年12月から1月にかけて、市内の四つのタクシー事業者でございますけれども、四つのタクシー事業者様と、そして二つのバス事業者様に、それぞれヒアリング等を何回か重ねてお話を伺いさせていただきました。

その中で今現行、現状の交通状況におきましても、例えば加賀温泉駅の前でお客様をお待たせさせてしまう。

もしくは、夜間においては、配車がちょっと難しくなっており、お迎えできない状況になっていくというような、そういう

状況というふうになっております。

昨年12月の規制改革推進会議におきまして、その中間答申という形になるんですけども、これ、交通空白地帯というところが、いわゆるエリアも、これまで交通空白地帯と聞いていたんですけども、もう一つは時間軸というようなところで、交通空白の、いわゆるその配車が足りない時間帯というところも交通空白地帯として認められるというふうの方針がなされております。

そういったところから、新幹線が来るその一時的な、交通空白の時間帯と、そして夜間における交通空白の時間帯、こういったところが市の交通空白地帯というふうを考えております。

もう一つですね、今の公共交通の中で、タクシー業者4社ございますけれども、その中で第一交通さんが選ばれたのかということですが、今ほど申しました、今回の加賀市版ライドシェアの実現に向けまして、市内事業者と議論を重ねてきたというそういう状況でございます。

その中におきまして各事業者様からは全面的に賛成というよりも、こういう加賀市の状況、そして、加賀市の課題、こういう中においてはこういうライドシェアというところもやむを得ないというようなそういう御回答頂いたというようなところでございます。

その中で、第一交通様とは少しちょっと、お話をする中で、今回このような御協力を頂けると頂いたのが第一交通さんでした。失礼しました。

県のタクシー業界様には今の状況というところは、御説明させていただいた上で、御相談させていただいた上で、市のタクシー業者様全とお話をさせていただいたというそういう経緯がございまして、その中で、第一交通さんは、今回の事業に状況的に協力を頂けるというようなお話になったというふうな形になります。

最後、一般車の加賀温泉駅おける乗降場所ですね、というところ、あと、待機をさせるのかどうかというような、そういうお話だったかと思っております。こちらにつきましては、現在加賀温泉駅の整備進めておりますけれども、その中でタクシーの待機場所、乗降場所というところは定められております。

一方で、このライドシェア、各家用有償運送に関する乗降場所というものは現在の定めはございません。

3月16日の方向に向けましては、こういうところにつきましても、正しく定めて整備が必要というふうを考えております。なお家用有償旅客運送に関しては、原則いわゆるタクシーみたいな形の一定の場所での待機というようなものは今のところ考えておりませんので、基本的には予約が入りましたら、ドライバーが今いる場所から向かうというような、そういう形態を考えております。以上でございます。

[会長]

そのほか、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

[委員]

2点ございます。1点は業界の中できちっと話し合いが進んでいたのかということ、皆さんがきちっと話し合いをして、ライドシェアの実施や導入ということ。やむを得んなどということ。その業界業界、いろんなことがございますので、その辺をきちっとしていただきたいというのが私の意見です。それともう一つ、この議案(3)のところ、事業主体に一般社団法人加賀市観光交流機構、それから一番下の運行管理者、加賀第一交通株式会社でございますけれども、交通事業者でも観光をになっているとお客様の声っていうのがたくさん出てくるんです。

保健師の資質の問題とかサービスとかいろんなことの間合せ、これはどこが窓口になってどなたが対応されるのかをお聞きしたいです。

[事務局]

こちらにつきましても事務局のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

まず 1 点目、業界と話しをしていたのかというところでございます。

先ほど申しましたとおり、市内のタクシー事業者、そして、県のタクシー業界さんを含めまして、また、国の国交省様や、石川県様ともお話をさせていただいております。

その中で、今回のいわゆる自家用有償旅客運送を進めるというようなところでお話をさせていただきました。

今後につきましても、当然その市内のタクシー事業者様をはじめ、バス事業者様、そして国やタクシー業者様を含めましてお話をさせていただきながら、進めていく必要があるというふうに考えております。

あともう 1 点でございます。

今回こういうような取組を進めるに当たって、利用者の方から様々な声が出てくるというようなことでございます。こちらにつきましては、まずは、受け口としましては、当然運行主体であります加賀市観光交流機構になります。実際事務局のほうは、資料館のほうには、席はあるんですけども、そういったところでお話を伺いながら、一つ一つ丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

今回の取組に関しましては、当然、市のほうも一緒になって確保しながら取り組んでいきたいということでございます。以上になります。

[会長]

そのほか、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

私から、お伺いしたいことがあるのですが、今回、ウーバーのシステムを使われるということなんですが、そのシステムを使ったことがないので、一般的なウーバーは同じようにドライバーの評価、乗客の評価とかそういうふうなものもあるようなシステムなのでしょうか？

[事務局]

今回のシステムに関しては、ウーバー様と少しお話をさせていただきながら、システムをどういったものなのかというところを、伺っているようなそういう状況でございます。

その中で今回のウーバーのシステムの中でも、業者側からするとドライバーはどうだったのか。というような判定の評価をすることができますし、また反対に、ドライバー側からしてその利用された乗客、利用者がどうだったのかというところを評価する。そういう仕組みになっているというふうに伺っております。

なので、いわゆる乗車する前に利用される方や利用したいというドライバーというものが結果的にどう評価になっているかというところを見ながら、マッチングを行うというようになっているものでございます。以上です。

[会長]

今ほどの評価でドライバーの運転操作、対応についてから評価されたりとかということで、一応、それで、その準備として説明もありましたように講習会があるということなんですが、車両については何か指定とか、チェックみたいなものがあるのでしょうか？

[事務局]

車両についてなんですが、普通車両、軽車両どちらでも結構なんですが、毎年、車検、新車だと 3 年、その後は 2 年なんですけど、車検を受けることになるんですけど、それ以外に、毎年の法定点検をその使用する車両には行っていただきます。

[会長]

そのほか、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

[委員]

タクシー会社の企業努力がいろいろあったとしても、乗務員の数っていうのが足りないっていうのはいなめないのか

など思っております。なので、すべてがライドシェアについて反対ではないのですが、今の政治家も含めてライドシェアという部分について結構、報道されている中で、いろいろ間違いがある、現在ヨーロッパのライドシェアについてはほとんどの国がライドシェアの導入を禁止しております。いろいろな問題があって、最初は導入しているけど禁止をしているっていう、大半の国はそうなっています。そういう中で今回導入するにあたって、加賀市の監視というか何かあっちゃいけないことありますので、その点を気をつけて今後どうやっていくかということをやっといただければと思います。以上です。

[事務局]

はい、では私のほうから、お答えさせていただきます。ありがとうございます。

まさに冒頭にありましたとおり欧米版のライドシェアと日本版のライドシェアとはやっぱり違います。

欧米のほうは日本の規制ではできない形になっておりますので、少なくとも公共あるいは、タクシー会社の管理のもとでしか、ライドシェアというはできない状況になっております。その点、事業者でございます第一交通さんともしっかりと調整しながら安全の確保、その辺は進めていきたいと思っております。

[会長]

他何か御意見、御質問ございますでしょうか。

ひとつ確認なんですけれども今回、自家用有償旅客運送事業について、期間みたいなものはあるのでしょうか。ご意見ありましたんで、定期的に事業がうまくいってるかどうか、チェックは必要かなと思ったのですが、そのあたりはどのような状況になっているのでしょうか。

[事務局]

今回のいわゆるその78条の2、現行に基づく、自家用有償運送に関しましては、加賀市観光交流機構のほうで申請する中には運行の期間というような定めはないものになります。

一方で、先生がおっしゃるとおり、運行が正しく行われてるかどうかというところにつきましては、当然チェックして、この交通会議の中でも、確認していただく必要があるかなというふうに思っておりますので、そちらにつきましては今後の状況等については、随時、また御報告させていただきながらいきたいというふうに思っております。

[会長]

そのほか何か御意見、御質問ございますでしょうか。そのほかは大丈夫でしょうか。

そうしましたら、本件ご議論ありがとうございます。ご指摘されたいろいろな課題につきましては、対応しながら定期チェックをしながら進めるということで承認したいと思っております。どうもありがとうございます。

そうしましたら、次は、その他案件についてです。

[事務局]

キャンパスの運行についてということで報告となります。こちら資料はありません。口頭のみのご説明になります。

前回の協議会でも申し上げましたが、キャンパスの一部路線の運休につきまして、まちづくり加賀様からお申し出がありました。こちらにつきましては現在の山回り線、加賀越前線、加賀小松線、小松空港線につきまして、運休をしたという内容のものでございました。

加賀市として検討した結果、利用者の混乱を招かないように、これから新幹線がくるという流れが観光の一交通というものの大切さを十分認識していることから、こちらについては運休をせず、まちづくり加賀様ではなく日本海観光様の運行主体となって、運行主体がまちづくり加賀様から日本海観光バス様になって、同じ路線を同じダイヤで走るということに決定いたしました。こちらにつきましては1月1日から日本海観光様に同じ路線を走っていただいている状況になります。まちづくり加賀様につきましては片山津・橋立循環線 橋立動橋線、

海回り線につきましては、まちづくり加賀様運行のままとなっております。以上ご報告でございます。

[会長]

ありがとうございます。何か、御意見ございますでしょうか。

[委員]

北鉄加賀バスです。今のキャンパスの運行ということで、一部変更等のご説明がございました。

ちょっとこの辺、教えていただきたいのですが、今までまちづくり加賀様を經由しての運行というものが実際にその運行会社に直接そういった業務が行くということは、具体的に何がどう変わるのかを教えていただきたいと思います。

[事務局]

今現在ですが、市のキャンパスは、いわゆる運行主体としましては、まちづくり加賀様でございます。

実際の運行会社として、日本海観光バス様という形になっております。その中で、今回、まちづくり加賀様から先ほど申しました4路線について運休の申し出があったというような中で、そちらについては、運行主としてまちづくり加賀様が運休したいということでしたので、そちらの部分を含めて、運行主、運行会社ともに日本海観光様が運行するというような形になります。

[委員]

はい、ありがとうございました。ということは、極論を申せば基本的に、運行会社が全路線、直でも行けるようという、そういう理解でよろしいわけですか。

[事務局]

はい、間違いございません。

[会長]

そのほか何かご質問・ご提案とかございますでしょうか

[委員]

はい、すいません。報告事がありますが報告させていただきます。

弊社、北鉄加賀バスですが、昨年7月31日をもちまして、加賀ゆのさと特急になりますが路線休止とさせていただいておりました。それで今後についてもですね、再開のちよつとめどが立たないということもございまして、今年7月31日をもちまして、路線廃止とすることにいたしました。

ただし、関係自治体のほうにつきましては、事前に御説明をさせていただきまして、一応御了承を得たということで、石川県の運輸支局様には、一応資料は提出をさせていただいております。報告だけさせていただきます。

[会長]

そのほか何か報告、または御提案、ございますでしょうか。

そうしましたら、今日も活発なご議論の中、ありがとうございます。これで終了とさせていただきたいと思っております。議事が終了いたしましたので、進行を事務局に返したいと思っております。

[事務局]

中山会長ありがとうございます。また、いろいろと長時間にわたり、御支援頂きましてありがとうございます。

本日の会議はこれをもって終了したいと思います。

ありがとうございます。